

広島市告示（東区）第 33 号

令和 7 年 4 月 17 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
県 道	中山尾長線	東区中山南一丁目 1342 番地 15 地先から 東区中山西一丁目 58 番地 12 地先まで	令和 7 年 4 月 17 日